

反社会的勢力の排除に係る調査実施マニュアル

(目的)

第1条 本マニュアルは、反社会勢力の排除に係る調査の具体的な実施手順を定めたものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本マニュアルの主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

(反社会的勢力の定義)

第3条 反社会的勢力とは「暴力団」、「総会屋」、「えせ右翼行為」、「えせ同和行為」、「ブラックジャーナリズム」、「金融商品取引法等に違反する反市場勢力」、「マフィア」、「ギャング」、「テロリスト」、「麻薬取引関係者」、「大量破壊兵器取引関係者」等の違法、不当な行為、社会の秩序、市民の安全などを害する団体、個人をいう。

(適用範囲)

第4条 反社会的勢力の排除に係る調査を実施する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 「販売」「外注・仕入」「経費」「産業廃棄物処理委託業者」等のすべての取引先
- (2) 株主
- (3) 役員及び役員に準ずる者(取締役、監査役及び執行役員)
- (4) 従業員

(取引先に係る調査実施方法)

第5条 新規取引先については取引開始前、既存取引先については年1回、反社会的勢力の排除に係る調査を人事総務部が実施するものとする。

2. 人事総務部は、インターネットによるキーワード検索及び日経テレコンを利用した調査を、次の手順で行う。
 - (1) インターネット検索エンジン及び日経テレコンを利用して、次のキーワードにて絞り込みを行う。

【国内キーワード】

「取引先等チェック対象 AND 暴力団 OR 組長 OR やくざ OR ヤクザ OR えせ OR エセ OR フロント企業 OR 総会屋 OR 逮捕 OR 告訴 OR 起訴 OR 送検 OR 恐喝 OR 殺人 OR 麻薬 OR 大麻 OR コカイン OR 覚醒剤 OR 銃 OR 日本刀 OR ピストル OR とばく OR 賭博」

【海外キーワード】

: anti-social forces、bouryokudan、gangster、gang group、sokaiya、terrorists、narcotics traffickers、weapons of mass destruction

※他の海外リスクワード例(チェックの状況に応じて適宜リスクキーワードを追加する)

: crime、fraud、abuse、arrest、illicit、narcotic、drugola、bribe、venal、embezzlement、arson、felony、forgery、kidnapping、larceny、manslaughter、turpitude、murder、prostitution、robbery、stalking、theft、treason、trespass、assault、money laundering、massive weapon、illegal exporting、human trafficking、north Korea、iran 等

- (2) 当該検索結果において、反社会的勢力との関係があると思われる記事がある場合には、その記事内容を出力する
- (3) 調査結果において何らかの該当があった場合には、当該結果を人事総務部マネージャーに提出したうえで、詳細調査の手続きを行う。
- (4) 詳細調査において、人事総務部マネージャーは、外部調査会社に反社会的勢力の調査を依頼する。
- (5) 調査の結果、住所、年齢、職業等が一致しない場合は、反社会的勢力との関連がないものとする。
- (6) 人事総務部マネージャーは、調査の結果、反社会勢力との関連がある場合、または反社会的勢力との関連がないと結論するだけの確証が得られない場合には、原則として取引を行わない。当該会社との取引を行う場合は、更に詳細な調査を実施し、反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証を得なければならない。

(株主に係る調査実施方法)

- 第6条 未上場のうちに取締役会において新規株主への譲渡、株主総会への第三者割当増資の議案等を承認する場合、既存株主については年1回、第5条第2項の手順に準じた調査を実施するものとする。調査の結果、反社会的勢力との関連がないと結論するだけの確証が得られない場合には、当該新規株主への譲渡等の承認を行わないものとし、既存株主については持分の増減に留意し、当該株主からの要求等について顧問弁護士と相談し、慎重に対応するものとする。
2. 上場後においては、中間及び年度末において確定する株主名簿を元に、主な株主（概ね上位30名程度）について、第5条第2項の手順に準じた調査を実施する。調査の結果、反社会的勢力との関連があるとされる場合には、当該株主の持分の増減に留意し、当該株主からの要求等について顧問弁護士と相談し、慎重に対応するものとする。

(役員及び役員に準ずる者に係る調査実施方法)

- 第7条 取締役会において、会社及び関連会社の新規役員を株主総会の役員選任議案として承認する場合、新規役員に準ずる者の選任議案を承認する場合、既存役員及び役員に準ずる者については年1回、次の事項を対象に第5条第2項に準ずる調査を実施するものとする。
- (1) 会社の役員及び役員に準ずる者、当該役員及び役員に準ずる者の配偶者及びその2親等内の血族（以下「役員等」という。）
 - (2) 役員等によって発行済み株式総数の過半数が所有されている会社及びその会社の代表取締役
 - (3) 財務諸表等規則上の関係会社及びその役員
2. 調査の結果、反社会的勢力との関連がないと結論するだけの確証が得られない場合には、当該新規役員を株主総会の役員選任議案として、または新規役員に準ずる者の選任議案を承認しないものとし、既存役員については顧問弁護士と相談し、慎重に対応するものとする。

(従業員に係る調査実施方法)

- 第8条 従業員を新規採用する場合、反社会的勢力と関係のない旨の誓約書を受けるものとする。
2. 取締役会において、「就業規則」第32条に定める管理職（以下「管理職」という。）の新規採用議案を承認する場合、既存従業員の管理職への昇格議案を承認する場合、既存管理職については年1回、前項の誓約書に加え次の事項について第5条第2項に準ずる調査を実施するものとする。

する。

- (1) 従業員、当該従業員の配偶者及びその2親等内の血族
- (2) 従業員の経歴において、役員等を歴任した会社があればその会社
3. 調査の結果、反社会的勢力との関連がないと結論するだけの確証が得られない場合には、当該管理職の新規採用議案、または管理職への昇進議案を承認しないものとし、既存管理職については顧問弁護士と相談し、慎重に対応するものとする。

(附則)

1. 本マニュアルの変更は、人事総務部マネージャーの決裁によるものとする。
2. 本マニュアルは、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。
 - 平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施
 - 平成 28 年 11 月 15 日 改定・実施
 - 平成 29 年 7 月 19 日 改定・実施
 - 令和 元年 8 月 8 日 改定・実施